

児童手当の申請はお忘れなく

前回非該当でも今回該当になる場合があります

今まで所得制限により非該当になっていたかたでも、前年の所得が減少したり、扶養親族の増加等により該当すると思われる場合は、申請手続きをしてくださいます。

なお、5月中に申請手続きをする
と6月分より支給となります。

児童手当は、国、県、町と事業主が費用を持ち合い、児童を養育する人に児童手当を支給することにより、家庭生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成および資質の向上を目的としています。

児童手当を受けられるかた 義務教育就学前の児童を養育し、養育者の前年の所得が一定額未満であること、また、父母以外の人であれば児童を監護し生計を維持していること。

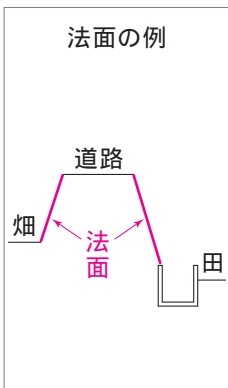
支給額
第1子・第2子は月額5,000円

町道等法面への除草薬散布はやめましょう

除草するときは草刈りで

町では、道路・水路等の法面を保護するために、除草する場合は草刈りをお願いしています。法面の維持管理のため、除草薬散布はやめましよう。

都市建設課
内線355



保健福祉課
☎(84)4926

第3子以降は1人月額10,000円
支給月は、2月・6月・10月で4か月分まとめて支給されます。
申請方法 児童手当等認定請求書に必要事項を記入のうえ、保健福祉課へ申請してください。(公務員のかたは勤務先へ)
なお、認定請求書のほかに「年金加入証明書(会社員のかた)」「児童手当用所得証明書(H14・1・1現在明和町にお住まいでないかた)」が必要で

その他の届出 養育する児童が増えた場合(出生等) 少なくなった場合、額改定届、あるいは特例給付受給者のかたで会社を退職して厚生年金等の資格がなくなったとき消滅届が必要です。

環境省の大気環境基準値を下回る

大気中のダイオキシン類調査結果

町では、13年度に大気中のダイオキシン類調査を3地点で各2回(8月・2月)実施しました。

結果は、年平均値が環境省の大気環境基準値の0.6を下回る1立方メートル当たり0.128から0.195ピコグラムでした。本年度も

大気中のダイオキシン類調査を行い、結果をお知らせします。
1ピコグラムは、1兆分の1グラムです。

環境課(老人福祉センター内)
☎(84)4686

町内3地点での調査結果

採取地点	採取日	測定値	大気環境基準値
上江黒地内	8月27日(月)~28日(火)	0.12	0.6 (年平均値) pg-TEQ/m ³
	2月12日(火)~13日(水)	0.27	
	年平均値	0.195	
新里地内	8月27日(月)~28日(火)	0.096	
	2月12日(火)~13日(水)	0.16	
	年平均値	0.128	
川俣地内	8月27日(月)~28日(火)	0.12	
	2月12日(火)~13日(水)	0.19	
	年平均値	0.155	

行政区別人口および世帯数

(平成14年4月1日現在)

行政区	人口(人)	世帯数(戸)
斗合田	366	93
下江黒	325	92
上江黒	480	142
千津井	605	163
江口	634	166
田島	567	151
南大島	1,225	364
新里	1,760	571
中谷	1,337	450
梅原	1,005	274
川俣	390	113
須賀	473	140
大輪	884	234
入ヶ谷	118	35
矢島	668	173
大佐貫	746	276
合計	11,583	3,437